

議事要旨(6) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、(1)投資育成目的（いわゆるベンチャーキャピタル（VC）条項）及び債権回収目的の取扱い、(2)IASB から公表されている公開草案 E9「共同アレンジメント」に対するコメントについての検討、(3)SPE を含む連結の範囲について、国際会計基準審議会（IASB）における議論を踏まえた検討が行われている旨の説明がなされた。本日は、(1)に関して「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針案」（以下「適用指針案」）と監査委員会報告第 60 号との新旧対照表を中心に、秋葉主席研究員より説明がなされた。

- ・ いわゆるベンチャーキャピタル条項や債権回収目的の取扱いの明確化のほか、議決権の所有割合の算定にあたっての完全無議決権株式や相互保有株式の取扱いを明確化するなど、会社法の施行への対応も行っている。
- ・ 自己の計算による他の会社の議決権の所有割合が 100 分の 40 未満であるが、他の会社が子会社に該当する場合の具体例について、従来は金融機関に限定されていたのを適用指針案ではより一般化して示した。
- ・ 従来は連結財務諸表原則や連結財務諸表規則に定めがあった、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲に含めない子会社や持分法を適用しない関連会社についての記述を、適用指針案にも含めた。

この説明に対する委員等からの発言や事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ 海外の子会社等が連結財務諸表を作成している場合の連結子会社及び持分法適用関連会社の範囲についての記述が削除されているが、これによって在外子会社が孫会社を連結する際の範囲を決定するルールが日本の連結の範囲決定にかかる基準と異なるおそれがあるのではないかとこの質問があり、これに対して事務局からは、当該部分は、今後は実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（以下、「実務対応報告第 18 号」）」に基づき判断することになること、及び実務対応報告第 18 号では、在外子会社が孫会社を連結する際の範囲を決定する基準が日本の連結の範囲決定にかかる基準と異なることもあり得ることが想定されており、対応する経過措置も置かれている旨が回答された。
- ・ かりに匿名組合事業の営業者（＝子会社）が投資対象の選定や売却等についての意思決定をしている場合には、匿名組合事業も子会社とすべきなのではないかとこの質問があり、これに対して事務局からは、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」において、営業者と匿名組合の関

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

係は、営業者が個別財務諸表において自らの匿名組合事業を取り込んでいれば、連結ベースでは匿名組合を子会社としては扱わないことにしているため、そのような問題は生じないと回答された。

- 「売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」という要件の解釈について、実務上幅が生じないかとの質問があり、これに対して事務局から、投資会社等の範囲はかなり限定されていることや、その他の要件もあることから、「合理的な計画」の解釈の幅も限られてくるのではないかという旨が回答された。

以 上